平成２７年（フ）第６１９号
千葉県柏市高田1001番地６
破産者　三宅　　恵
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目10番23号（ドムス南鎌ケ谷Ｂ―202）
破産者　田中　幸子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４５号
千葉県松戸市日暮１丁目16番地の15　新八柱岩本ビル401号
破産者　澤田　正行
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５７号
千葉県松戸市南花島２丁目24番地の５　第５ビューストンハイム202号
破産者　小原　　崇
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１０６４号
千葉県八千代市高津934番地１　高津団地２街区30棟103号
破産者　山田　克己
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３４号
東京都渋谷区円山町６番７号渋谷アムフラット１階
破産者　ＣＯＣＯ　ＡＺＡＢＵ株式会社
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８号
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野1875番地の３
破産者　カーコム・トガワ株式会社
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１９２１号
大阪府守口市南寺方東通３丁目13番４号
破産者　株式会社野中工業
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１８２号
大阪府大東市新田中町３―43
破産者　エヌティ物流有限会社
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４２９号
大阪市中央区船場中央３丁目３番９－Ｂ181号
破産者　株式会社壽屋
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６６３号
大阪府豊中市夕日丘１丁目２番８号
破産者　株式会社アテイン
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６７号
大阪府寝屋川市豊里町１番２―302号
破産者　株式会社ＷＯＲＫＪＡＷＳ
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４４号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘６丁目14番地の６、商業登記簿上の本店所在地大阪市東淀川区豊新２丁目６番２号
破産者　三眞運輸株式会社
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４６号
大阪市中央区西心斎橋１丁目９番28号
破産者　株式会社ＧＲＡＮＤ　ＭＵ
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２４号
大阪府枚方市東船橋１丁目86番地（403）
破産者　有限会社クラウドナイン
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４号
大分市緑が丘４丁目32番６号
破産者　有限会社ムカイ建築工房
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
千葉県鴨川市横渚876番地１　高松アパート５号
破産者　久野　敦士（旧姓大溝）
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第７９６９号
埼玉県越谷市蒲生３丁目１―41
破産者　深井　信正
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７０１号
東京都渋谷区猿楽町７番１号
破産者　株式会社カミオ
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６６号
東京都町田市忠生３丁目13番地25メゾネットＨＡＲＡ203
破産者　佐藤　　守
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６７号
東京都町田市忠生３丁目13番地25メゾネットＨＡＲＡ203
破産者　佐藤　泰子
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部